

あなたのまちの

「権利擁護支援体制づくり」をサポートします

「成年後見制度推進バックアップセンター」は、中核機関の整備や機能の充実、成年後見事業実施機関の運営、法人後見受任体制の整備や市民後見人の養成等の相談に応じ、情報提供を行います。

1 中核機関等の立ち上げや機能の充実、個別のケースを相談したい

権利擁護支援に関する相談・情報提供

司法専門職や福祉専門職と協力し、中核機関の整備や機能充実、個別のケース等についてアドバイスします。また、市町村社協への成年後見制度事業に関する実態調査等から先行する事例の情報提供等を行います。

2 権利擁護支援の知識を身につけたい、スキルアップしたい

人材の養成・確保

市町村や中核機関等の職員の基本的知識の習得と技術の向上を目的に研修を実施します。

また、多様な主体による権利擁護支援体制が整備されるよう法人後見実施機関の研修を開催します。

3 中核機関等のネットワークを築きたい

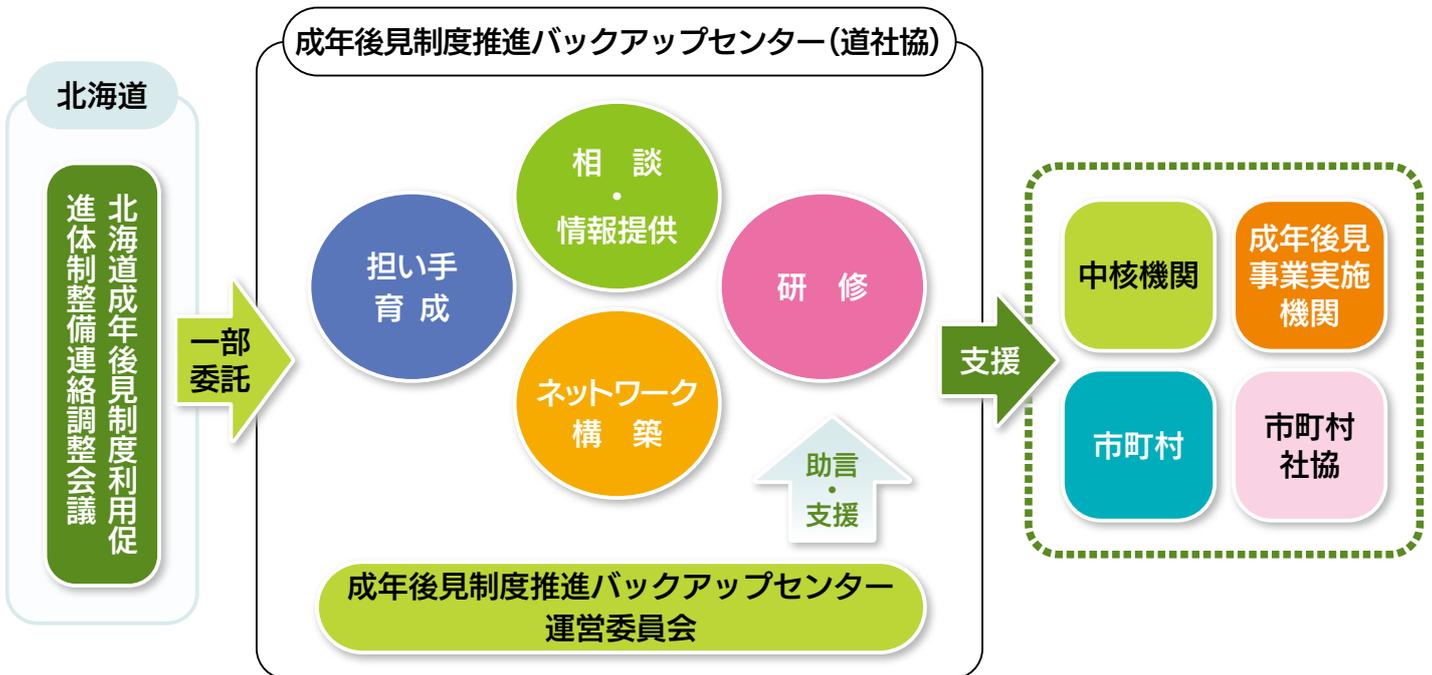
ネットワークの構築

全道的なつながりのために中核機関や成年後見事業実施機関、法人後見事業実施機関の連絡会議を実施します。

4 市民後見人を積極的に活用したい

担い手の育成・活躍支援

市民後見人養成講座を実施します。また、養成講座修了者の知識向上やモチベーション維持を目的としたフォローアップ研修を開催します。



ご相談
お問合せ

TEL 011-241-3978 (直通)

月曜日から金曜日の午前9時～午後5時まで
ただし、祝日・年末年始(12月29日から1月3日)は除きます。

相談
無料

社会福祉法人北海道社会福祉協議会 成年後見制度推進バックアップセンター

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでる2.7 2階

FAX 011-251-6156 E-mail: backup_center@dosyakyo.or.jp

WEB <http://www.dosyakyo.or.jp/seinenkouken/index.html>



成年後見制度推進バックアップセンターの事業の一部は、北海道の委託を受け実施します。

成年後見制度

民法に規定されている制度です。(法務省所管)
精神上の障がいによって判断能力が十分でない方について、家庭裁判所に申立てを行い、本人を援助する者(成年後見人等)を選任して、法的な権限を与えて、本人の代わりに法律行為を行うことができるようにする制度です。

成年後見制度には、「**法定後見**」と「**任意後見**」があります。

法定後見は、本人の判断能力に応じて、「**後見**」・「**保佐**」・「**補助**」の3つの類型に分けられます。

類型	判断能力の程度
後見	日常的な買い物も自分でできない 日常的な事柄(家族の名前、自分の住所)が分からない、植物状態にある など
保佐	日常的な買い物は自分でできるが、重要な財産行為(不動産等の売買、自宅の増改築工事契約、金銭貸借、保証)は自分でできない
補助	重要な財産行為について、自分でできるかもしれないが、できるかどうか危惧される(本人のためには誰かに代わってやってもらった方がよい)

家庭裁判所が類型に応じて、成年後見人、保佐人、補助人を選任して本人を保護します。
成年後見人等は、親族のほか、弁護士、司法書士、社会福祉士などから選任されます。

成年後見制度利用促進法と成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを支える重要な手段ですが、十分に利用されていないため、平成28年に「**成年後見制度の利用の促進に関する法律(成年後見制度利用促進法)**」が施行されました。

成年後見制度利用促進は、福祉制度として運用を変えることで制度を利用しやすくしたり、使いやすくしたりするための取り組みです。(厚生労働省所管)

成年後見制度利用促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成29年に**第一期成年後見制度利用促進基本計画(平成29年度～令和3年度)**、令和4年に**第二期成年後見制度利用促進基本計画(令和4年度～令和8年度)**が閣議決定されました。

権利擁護支援

地域共生社会の実現を目指す包括的な支援体制における本人を中心とした支援・活動の共通基盤であり、意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が地域社会に参加し、ともに自立した生活を送るという目的を実現するための支援活動です。(※第二期成年後見制度利用促進基本計画P4)

権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみをつくっていく必要があります。地域連携ネットワークは、「**権利擁護支援チーム**」、「**協議会**」、「**中核機関**」の3つの仕組みからなります。

中核機関

中核機関は、**地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制**で、次の役割を担います。

- ・本人や関係者等から権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートをを行う役割
- ・専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者コーディネートをを行う役割(協議会の運営等)

中核機関の運営は、市町村による直営・市町村からの委託などより行います。

